



市 章

# 大津市公報

平 成 29 年 8 月 1 日  
号 外 (第 43 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 89 大津市職員の退職管理に関する規則..... 1
- 90 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 4

## 規 則

大津市職員の退職管理に関する規則を公布する。

平成29年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第89号

大津市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに大津市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第10号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第 2 条** 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

**第 3 条** 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人とし、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなすものとする。

(退職手当通算法人)

**第 4 条** 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）第7条第6項第2号に規定する地方公社及び公庫等とする。

(退職手当通算予定職員)

**第 5 条** 法第38条の2第3項の規則で定める者は、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に大津市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

**第 6 条** 法第38条の2第4項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 会計管理者
- 市民病院長
- 教育次長
- 選挙管理委員会事務局長
- 監査委員事務局長

農業委員会事務局長  
 企業局長  
 消防局長  
 議会局長

( 内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者 )

**第 7 条** 法第 38 条の 2 第 4 項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職 ( 以下この条において「内部組織の長等の職」という。 ) に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等 ( 当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。 ) に属する役職員とする。

( 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者 )

**第 8 条** 法第 38 条の 2 第 5 項の規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等 ( 当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。 ) に属する役職員とする。

( 地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務 )

**第 9 条** 法第 38 条の 2 第 6 項第 1 号の規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第 4 条に定める法人並びに大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則 ( 平成 14 年規則第 26 号 ) 第 2 条各号に掲げる団体が行う業務とする。

( 行政庁等への権利行使等に類する場合 )

**第 10 条** 法第 38 条の 2 第 6 項第 2 号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと预料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

( 再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合 )

**第 11 条** 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

( 再就職者による依頼等の承認の手続 )

**第 12 条** 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認 ( 以下この条において「依頼等の承認」という。 ) を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

氏名

生年月日

離職時の職

再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

離職前 5 年間 ( 再就職者が法第 38 条の 2 第 4 項に規定する職 ( 次条に定める職を含む。 ) に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。 ) の在職状況及び職務内容

当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務 ( 法第 38 条の 2 第 1 項に規定する契約等事務をいう。 )

当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容

その他参考となるべき事項

( 国の部長又は課長に相当する職 )

**第 13 条** 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法 ( 昭和 23 年法律第 120 号 ) 第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第 1 号から第 5 号までに掲げる職員が就いている職及び第 6 号に掲げる職とする。

大津市一般職の職員の給与に関する条例 ( 昭和 32 年条例第 21 号。以下「給与条例」という。 ) 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる給料表の適用を受ける職員であって、7 級以上の職務の級に在級するもの

給与条例第 3 条第 1 項第 2 号アに掲げる給料表の適用を受ける職員であって、3 級以上の職務の級に在級するもの

給与条例第 3 条第 1 項第 2 号イに掲げる給料表の適用を受ける職員であって、7 級に在級するもの

大津市教育公務員の給与に関する条例 ( 昭和 32 年条例第 22 号。次号において「教育公務員給与条例」という。 ) 第 4 条第 1 項アに掲げる給料表の適用を受ける職員であって、3 級に在級するもの

教育公務員給与条例第 4 条第 1 項イに掲げる給料表の適用を受ける職員であって、4 級に在級するもの  
大津市立の小学校又は中学校の校長

( 部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者 )

**第14条** 法第38条の 2 第 8 項の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職 ( 以下この条において「部課長等の職」という。 ) に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等 ( 当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。 ) に属する役職員とする。

( 離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者 )

**第15条** 法第60条第 4 号の規則で定めるものは、第 2 条に定める役職員とする。

( 内部組織の長に準ずる職 )

**第16条** 法第60条第 5 号の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第 6 条に定める職とする。

( 内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者 )

**第17条** 法60条第 5 号の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 7 条に定める役職員とする。

( 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者 )

**第18条** 法第60条第 6 号の規則で定めるものは、第 8 条に定める役職員とする。

( 国の部長又は課長に相当する職 )

**第19条** 法第60条第 7 号の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定める職とする。

( 部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者 )

**第20条** 法第60条第 7 号の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 14 条に定める役職員とする。

( 管理又は監督の地位にある職員の職 )

**第21条** 条例第 3 条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第13条第 1 号から第 5 号までに掲げる職員が就いている職とする。

( 任命権者への再就職の届出を要しない場合 )

**第22条** 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員 ( 以下この号において「地方公務員等」という。 ) となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

法第28条の 4 第 1 項又は法第28条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合

( 任命権者への再就職の届出 )

**第23条** 条例第 3 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

氏名

生年月日

離職時の職

離職日

再就職日

再就職先の名称

再就職先の業務内容

再就職先における地位

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前日に再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた職が廃止等されている場合において、その職に就いていた時に担当していた職務を第 6 条各号に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該廃止等される前の職を同条に規定する内部組織の長に準ずる職とみなす。

-----

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第90号**

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表子育て支援環境緊急整備事業費補助金の項を次のように改める。

保育所等整備事業費補助金	保育所等の整備に要する経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境の整備を推進し、もって児童の福祉の増進を図ること。
--------------	---

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。